

平成30年度

尼崎市立幼稚園
園児募集のしおり



未来をになう子どもたち

遊びを通して学び、「生きる力の基礎」を培います

尼崎市教育委員会

平成30年度の尼崎市立幼稚園の園児を募集します。

事 項	説 明	
入 園 資 格	4歳児：平成25年4月2日～ 平成26年4月1日生まれ	5歳児：平成24年4月2日～ 平成25年4月1日生まれ
出 願 の 手 続 き	1 「入園願」の交付及び受付期間： <u>平成29年10月2日(月)～10月6日(金)</u> 午後2時30分から午後4時30分 2 交付及び受付場所：入園を希望するそれぞれの幼稚園で行います。 印鑑必要	
入 園 者 の 選 抜	定員を超えて応募があった場合、抽選をします。 抽選日時：平成29年10月12日(木)午後3時から 抽選場所：入園申し込みした幼稚園 *詳しくは「抽選要領」をご覧ください。	
そ の 他	1 お問い合わせ先：各幼稚園又は学務課 2 幼稚園の併願は禁止のため、応募は1園に限ります。 3 欠員がある場合は、平成29年10月13日(金)から、各幼稚園で随時入園の受付を行います。(受付は開園日の午前9時から午後4時30分) 4 特別な支援が必要で園生活に配慮を要する幼児の保護者は、必ず出願期間内に園長にご相談ください。(受付時にはできるだけお子様と一緒にご来園ください) 5 幼稚園には通園区域の設定はありません。	

園名	定員 (4歳児)	所在地	電話番号	園名	定員 (4歳児)	所在地	電話番号
竹谷	60	北竹谷町2丁目36	6411-3442	武庫	90	武庫元町2丁目25-9	6431-0945
長洲	60	長洲東通3丁目7-48	6481-8042	園田	60	口田中1丁目2-17	6491-8686
大島	60	稲葉荘1丁目9-25	6416-0693	園和	-	東園田町6丁目90-1	6491-9358
立花	60	栗山町2丁目26-2	6428-0115	園和北	60	東園田町3丁目76-1	6491-9400
塚口	60	塚口町2丁目13-9	6421-1681	小園	60	小中島3丁目17-3	6492-0444

学務課 尼崎市教育・障害福祉センター3階 4950-5671

全園で特別な支援が必要で園生活に配慮を要する幼児も募集しています。

5歳児の募集人員については、直接、各幼稚園へお問い合わせください。

大庄、立花東、武庫北幼稚園は平成29年度末で廃園となるため、園児の募集はありません。

園和幼稚園は平成30年度末で廃園となるため、4歳児の募集はありません。

徒歩通園が原則ですが、1.2kmを超える遠距離通園においては、自転車通園の許可又は公共交通機関の利用に要する経費の一部が補助される場合もあります。

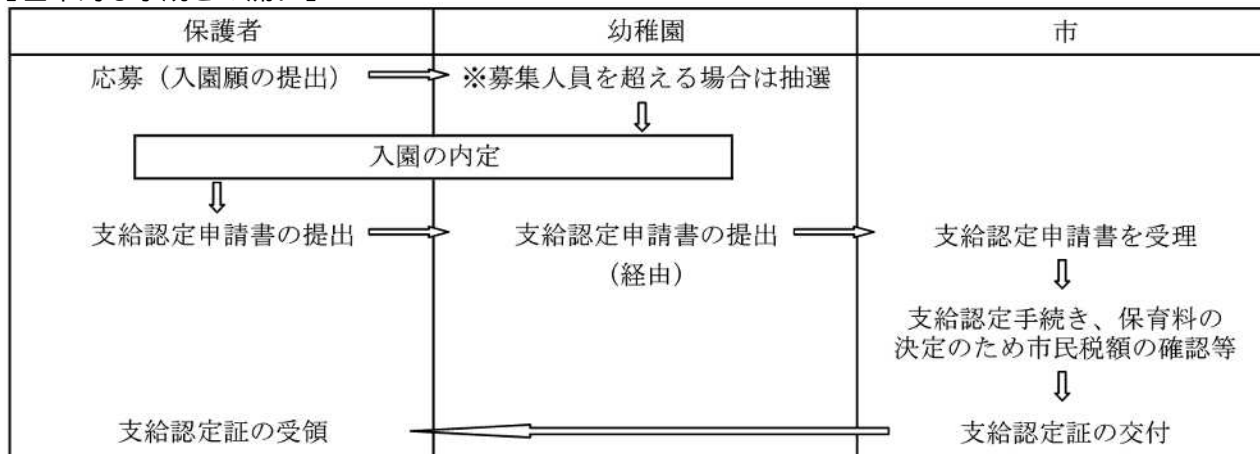
子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、幼稚園を利用する際の手続きや保育料は次のとおりとなっています。

1 利用手続きについて

新制度では、幼稚園の利用にあたって、利用資格の確認（支給認定）を受けることが必要になります。この支給認定は、保護者の申請に基づき、市が「支給認定証」を交付することにより行います。

【基本的な手続きの流れ】



2 保育料について

新制度では、所得に応じた負担（応能負担）を基本として、国が定める水準を上限に、市が設定するため、保育料は次のとおりとなっています。

尼崎市における1号認定子どもの保育料

階層区分		推定年収	保育料(月額)	[参考]国基準額
	生活保護世帯		0円	0円
-1	市民税所得割非課税世帯(母子家庭等)	~270万円	0円	0円
	市民税所得割非課税世帯(その他)		2,200円	3,000円
-1	市民税所得割課税額 77,100円以下(母子家庭等)	~360万円	2,200円	3,000円
	市民税所得割課税額 77,100円以下(その他)		10,000円	14,100円
	市民税所得割課税額 211,200円以下	~680万円	16,100円	20,500円
	市民税所得割課税額 211,201円以上	680万円~	23,800円	25,700円

母子家庭等については、国の軽減措置に基づき、設定しています。

保育料は、市民税所得割課税額（父母等の所得割額の合算）を基に決定します。

「推定年収」は、夫婦と子ども2人世帯の場合のおおまかな目安です。

幼稚園年少から小学校3年生までの範囲内において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額（第-2階層及び第-1階層に限っては0円）、3人目以降については0円となります。

ただし、第-2階層から第-1階層に該当する世帯に限っては、「小学校3年生までの範囲内」の条件はありません。

上記の保育料に加えて、別途、各幼稚園が定める諸費（実費負担額）が必要となります。

平成29年度時点の保育料表であり、国の制度改正があれば、変更となる可能性はあります。



幼稚園での生活の概要

1 休みの日

- (1) 祝日、土・日曜日
- (2) 幼稚園創立記念日（各幼稚園におたずねください）
- (3) 夏休み（夏季休業日）7月21日～8月31日
- (4) 冬休み（冬季休業日）12月21日～翌年の1月10日
- (5) 春休み（春季休業日）3月21日～4月9日

2 1週間の生活（時期や各幼稚園により異なることもあります）

月曜日：8:30 登園 ——（弁当日） —— 14:30 降園

火曜日：8:30 登園 ——（弁当日） —— 14:30 降園

水曜日：8:30 登園 —— 12:00 降園

木曜日：8:30 登園 ——（弁当日） —— 14:30 降園

金曜日：8:30 登園 —— 12:00 降園

各幼稚園では有料で「一時預かり保育」（なかよしひろば）を実施しています。

3 主な行事（園により異なることもあります）

- (1) 儀式的なもの：入園式、始業式、終業式、卒園式
- (2) 保健的なもの：身体計測（毎月）、健康診断、歯磨き指導など
- (3) 体育的なもの：運動会、園外保育など
- (4) 文化的なもの：作品展、音楽会、生活発表会など
- (5) 季節的なもの：七夕まつり、夏まつり、節分、ひなまつりなど
- (6) 安全対策 : 交通安全指導、避難訓練など
- (7) その他 : 誕生会（毎月）、お楽しみ会、おわかれ会、
家庭訪問、参観日、学級懇談会、個人懇談会など

